

JCM THE JOINT CREDITING MECHANISM

国別情報（フィリピン）

2026年9月

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング
海外環境協力センター（OECC）

フィリピン

1. 一般情報

省庁体制

※太字・下線はJCMの合同委員会メンバー

行政府

- 農地改革省（Department of Agrarian Reform: DAR）
- **農業省（Department of Agriculture: DA）**
- **エネルギー省（Department of Energy: DOE）**
- **環境天然資源省（Department of Environment and Natural Resources: DENR）**
- 情報通信技術省（Department of Information and Communications Technology: DICT）
- 公共事業・高速道路省（Department of Public Works and Highways: DPWH）
- **科学技術省（Department of Science and Technology: DOST）**
- **貿易産業省（Department of Trade and Industry: DTI）**
- 運輸省（Department of Transportation: DOTr）
- 外務省（Department of Foreign Affairs (DFA)

その他省庁等

- 予算管理省（Department of Budget and Management: DBM）
- 教育省（Department of Education: DepEd）
- 財務省（Department of Finance: DOF）
- 保健省（Department of Health: DOH）
- 入植及び都市開発省（Department of Human Settlements and Urban Development: DHSUD）
- 司法省（Department of Justice: DOJ）
- 労働雇用省（Department of Labor and Employment: DOLE）
- 国防省（Department of National Defense: DND）
- 社会福祉開発省（Department of Social Welfare and Development: DSWD）
- 内務・自治省（Department of the Interior and Local Government: DILG）
- 観光省（Department of Tourism: DOT）

他

- **国家経済開発庁（National Economic and Development Authority）**
- **気候変動委員会（Climate Change Commission）**
- **国家灌漑局（National Irrigation Administration）**

省庁以外のJCメンバー

- **フィリピン商工会議所（Philippine Chamber of Commerce and Industry）**
- **フィリピン気候変動NGO市民ネットワーク（Aksyon Klima Pilinas）**

（出所）フィリピン政府ウェブページ”Directory of Department and Agencies”及びJCMウェブサイトより作成 (https://www.gov.ph/the-government/directory-of-departments-and-agencies/, 2026年9月11日アクセス)



フィリピン

1. 一般情報

経済情勢

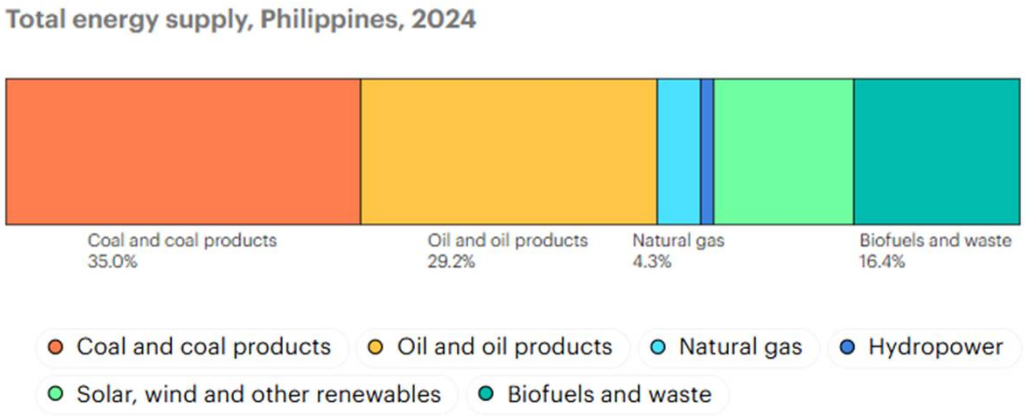
- 主要産業：
  - ビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）産業を含むサービス業（GDPの約6割）、鉱工業（GDPの約3割）、農林水産業（GDPの約1割）（2021年：フィリピン国家統計局）
- 名目GDP　：　4,616億米ドル（2024年：IMF）
- １人当たり名目GDP　：　4,079米ドル（2024年：IMF）
- 経済成長率　：　5.7%（2024年：フィリピン国家統計局）
- 物価上昇率　：　3.2%（2024年：フィリピン国家統計局）

（出所）外務省「フィリピン共和国 基礎データ」（2026年9月3日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html, 2026年9月11日アクセス)

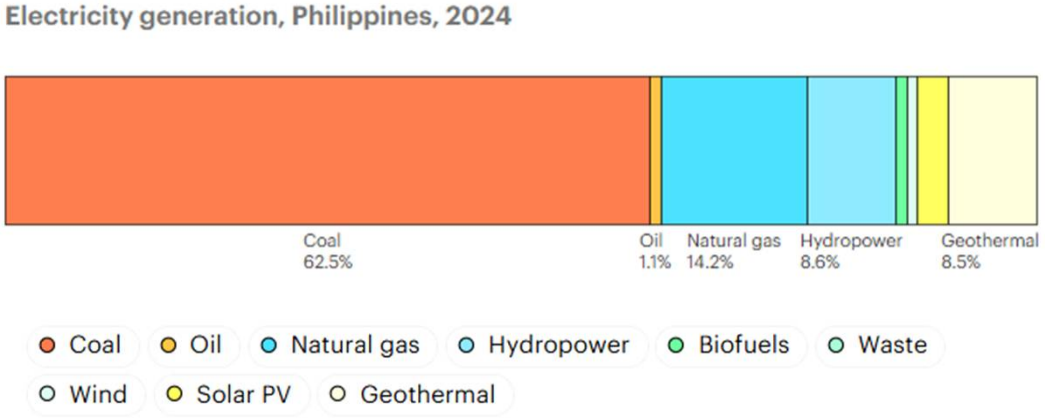
フィリピン

1. 一般情報

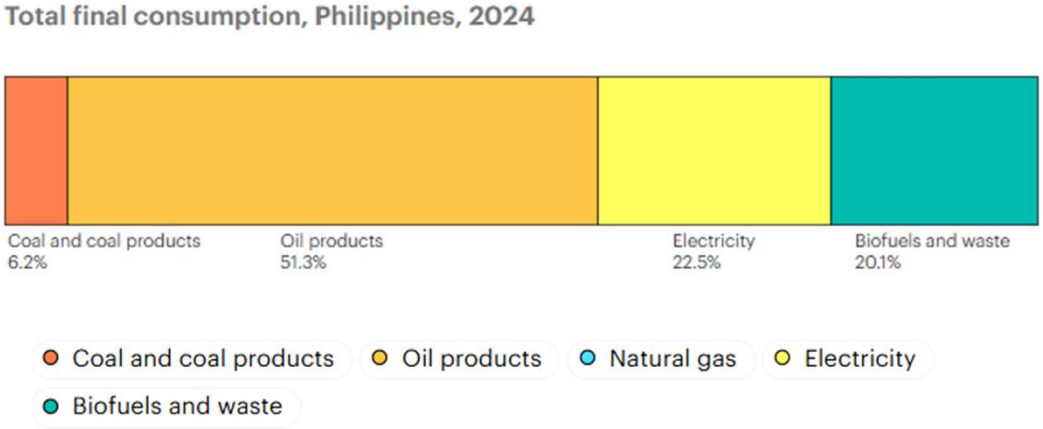
エネルギー供給構成（2024年）



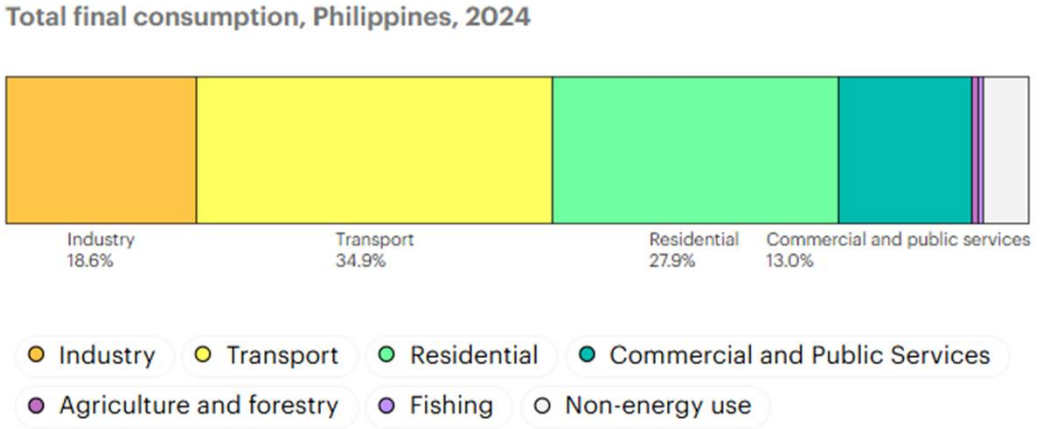
電源構成（2024年）



エネルギー源別最終エネルギー消費（2024年）



部門別最終エネルギー消費（2024年）

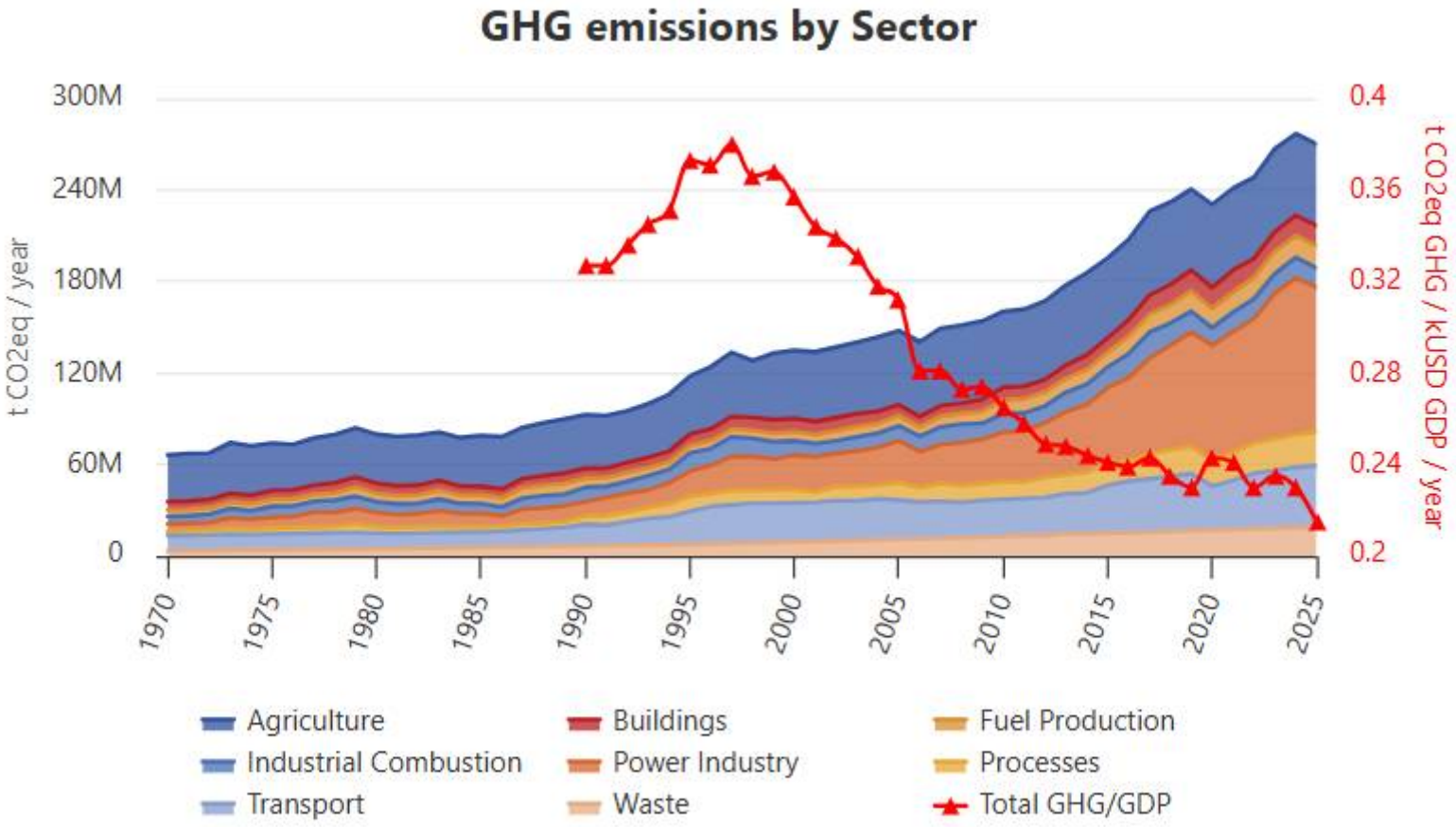


（出所）IEA, World Energy Statistics and Balances（https://www.iea.org/countries/philippines/energy-mix, 2026年9月10日アクセス）

フィリピン

1. 一般情報

温室効果ガス排出量の推移（1970年～2025年、LULUCF含まず）



（出所）European Commission, Joint Research Centre, Crippa, M., Guizzardi, D., Pagani, F., Banja, M., Ciarlantini, S. et al., GHG emissions of all world countries – 2026 report, Publications Office of the European Union, 2026, doi:10.2760/7717504, JRC147815.（https://edgar.jrc.ec.europa.eu/country_profile/PHL, 2026年9月25日アクセス）

フィリピン

1. 一般情報

温室効果ガス排出量の推移（1994年～2020年）

GHGI Year	1994[a]	2000[b]	2010[c]	2015[d]	2020[e]
Methodology	1996 IPCC	1996 IPCC[f]	2006 IPCC	2006 IPCC	2006 IPCC
GWP	SAR	SAR	AR4	AR5	AR5
Sector GHG Emissions ($GgCO_2e$)					
Energy[g]	50,038	69,667	77,279	106,143	129,286
Industry/IPPU	10,603	8,610	8,363	15,297	16,772
Agriculture	33,130	37,003	43,152	52,704	54,080
FOLU/LULUCF	−126	−105,111	−37,007	35,668	−25,935
Waste	7,094	11,559	15,559	23,176	30,122
Total (without FOLU)	**100,864**	**126,879**	**144,352**	**197,319**	**230,260**
Total (with FOLU)	**100,738**	**21,767**	**107,345**	**232,988**	**204,325**

kt

AR4 = Fourth Assessment Report; AR5 = Fifth Assessment Report; FOLU = forestry and other land use; $GgCO_2e$ = gigagrams of carbon dioxide equivalent; GHG = greenhouse gas; GHGI = greenhouse gas inventory; GWP = global warming potential; IPCC = Intergovernmental Panel on Climate Change; IPPU = industrial processes and product use; LULUCF = land use, land-use change, and forestry; SAR = Second Assessment Report.

[a] Initial National Communications (1999).
[b] Second National Communications (2014).
[c] 2010 National GHG Inventory Executive Summary (2021).
[d] 2015 and 2020 National GHG Inventory Report (2023; to be published).
[e] To be included in the first Biennial Update Report of the Philippines.
[f] Mostly 1996 IPCC Guidelines, 2006 IPCC Guidelines used for the Waste Sector.
[g] includes transport, fuel use in industry, commercial, public and household sectors

Source: Climate Change Commission.

【凡例】
Energy：エネルギーセクター
IPPU：工業プロセス及び製品の使用セクター
Agriculture：農業セクター
FOLU/LULUCF：土地利用・土地利用変化・林業セクター
Waste：廃棄物セクター

（出所）“Implementation Plan for the Republic of the Philippines Nationally Determined Contribution (NDC) 2020–2030” (The Republic of the Philippines, 2023)

フィリピン

1. 一般情報

温室効果ガス削減目標（NDC）

目標年	基準	対象	条件付き目標	条件なし目標
2021～2035年	BaU比	エネルギー、運輸、IPPU、農業、廃棄物、森林その他土地利用セクター	75%削減	2.71%削減

（出所）”Republic of the Philippines Nationally Determined Contribution 2026” (2026年9月8日提出)
※条件付き目標　：国際的な支援を条件とした排出削減目標
　条件なし目標　：国際的な支援が提供されない場合の排出削減目標

排出削減ポテンシャル（NDCの基準の排出量）

1,309,530,000 tCO_2e
（2021～2035年BaU累計、、LULUCFを含む）

（出所）”Republic of the Philippines Nationally Determined Contribution 2026 Information to facilitate clarity, transparency and understanding of NDC” (2026年9月8日提出)

セクター別の温室効果ガス削減量、政策・対策

セクター	NDC政策・対策によるGHG削減量 (tCO_2e)	無条件NDC政策・対策によるGHG削減量 (tCO_2e)	政策・対策の概要
農業	211,000,000	0	水稲栽培における間断灌水や農地管理、再生可能エネルギーの利用、家畜糞尿処理のためバイオガス発生装置の設置等
エネルギー	587,000,000	3,400,000	全セクターにおけるエネルギー効率の向上、スマートグリッドの開発、水力、地熱、太陽光、風力、バイオマス、廃棄物発電の発電容量の増加、電気自動車への移行等
工業プロセス及び製品の使用（IPPU）	59,000,000	3,060,000	セメント製造におけるクリンカーの補助セメント材料への代替、冷蔵・冷房産業における地球温暖化係数の低い冷媒への移行、オゾン層破壊物質・代替フロン専用の破壊施設の建設等
運輸	67,000,000	26,040,000	公共交通車両の環境性能の向上、鉄道システム拡張、大量輸送システム等の向上等
廃棄物	66,000,000	5,400,000	高度都市化市（HUCs：Highly Urbanized Cities）やマニラ湾域外の都市における浄化槽および下水処理施設の拡充、固形廃棄物の回収率の向上、有機性廃棄物の堆肥化によるメタン発生抑制等

（出所）“Implementation Plan for the Republic of the Philippines Nationally Determined Contribution (NDC) 2020–2030” (The Republic of the Philippines, 2023)より作成

フィリピン

1. 一般情報

各種政策・戦略

各種政策・戦略	概要
気候変動に関する国家枠組戦略（National Framework Strategy on Climate Change; NFSCC）	● 2010年採択。 ● 2020年と2050年のフィリピンの気候変動シナリオ、影響と脆弱性を踏まえた上で、フィリピンの気候変動に関するビジョンとゴールを掲げ、その達成のため枠組戦略の実施が必要としている。 ● 緩和の主要分野としては、エネルギー効率と省エネ、再生可能エネルギー、環境的に持続可能な運輸、持続可能なインフラ、国家REDD+戦略、廃棄物管理を挙げている。
フィリピン国家気候変動行動計画2011-2028（The Philippines National Climate Change Action Plan 2011-2028）	● 国家枠組戦略を踏まえ、2011年から2028年までのフィリピンの適応と緩和に関する計画を概説。 ● 食糧安全保障、水の充足、生態系と環境の安定、人間の安全保障、気候対応型産業とサービス、持続可能なエネルギー、知識と能力の開発を優先事項としている。
フィリピン共和国NDC実施計画2020-2030（Implementation Plan for the Republic of the Philippines Nationally Determined Contribution (NDC) 2020–2030）	● 2023年策定。気候変動委員会（CCC）と環境天然資源省（DENR）が発行。 ● 2021年に提出したフィリピンのNDCを実施するためのロードマップと行動を示し、農業、廃棄物、産業、運輸、エネルギーの５つのセクターで排出を削減/回避するための政策・対策（PAMs）を概説している。
国家適応計画 2023-2050（National Adaptation Plan (NAP) 2023-2050）	● 2023年策定。 ● 気候変動に対する優先的な8つの戦略分野として、「食料安全保障」「水資源の充足」「生態系と環境」「人的安全保障」「スマート産業・サービス」「持続可能なエネルギー」「知識と能力開発」「ガバナンスと財務」を特定。
フィリピンエネルギー計画2023-2050（The Philippines Energy Plan 2023-2050）	● エネルギー需給見通し、エネルギーロードマップ、トランジションファイナンス、戦略的焦点分野等を示している。

（出所）各戦略・計画に基づき作成

フィリピン

2. 国内制度

- **森林炭素プロジェクトのための炭素算定・検証・認証制度**（Carbon Accounting, Verification, and Certification System: CAVCS）
  - 炭素市場の発展に備え、森林炭素蓄積の強化及び/又は森林からの排出削減のため、環境天然資源省（DENR）省令第2021-43号で、森林炭素プロジェクトのためのCAVCSの設置に関するガイドラインを規定。
  - プロジェクト計画の申請、妥当性確認、承認を経て、既存炭素蓄積認証（Certificate of Existing Carbon Stock: CECS）が発行される。プロジェクトの実施後は、検証を経て、吸収炭素認証（Certificate of Carbon Sequestered: CCS）及び/又は回避排出認証（Certificate of Emissions Avoided: CEA）が発行される。

- **FIT制度**
  - 2012年にバイオマス発電、風力発電、太陽光発電、流れ込み式水力発電にFIT制度を導入。風力発電と太陽光発電については導入目標を達成したため、2017年にFIT制度が終了。
  - 2025年10月、エネルギー省はネットメータリング制度を拡張し、再生可能エネルギー証書（Renewable Energy Certificates: REC）の運用について詳細化を行った。具体的には、自己消費分のRECは需要家に、系統へ逆潮流した分のRECは配電事業者（DU）に帰属し、RECは再生可能エネルギー市場（Renewable Energy Market: REM）等で売買可能とした。また、同一需要家の複数契約へのクレジット配賦も認めるとした。
  - 2025年12月、エネルギー規制委員会（ERC）は、2026年1月より適用されるFITの料金手当（FIT-All）を1キロワット時（kWh）あたり0.2011フィリピンペソに引き下げた。

（出所）“Guidelines on the Establishment of the Carbon Accounting, Verification, and Certification System (CAVCS) for Forest Carbon Projects” (DENR Administrative Order No. 2021-43)、“PHILIPPINE ENERGY PLAN 2018-2040” (Republic of the Philippines Department of Energy)、Republic of the Philippines Energy Regulatory Commission プレスリリース（https://www.erc.gov.ph/Press-Singular/84613、2026年9月28日アクセス）

フィリピン

2. 国内制度

- **カーボン・プライシング（排出量取引制度）（法案）**
  - 2025年6月、フィリピンの代議院（国会下院）が、「低炭素経済への投資を促進するため、低炭素で気候に強靭な経済発展を達成する炭素排出価格付け枠組みと実施メカニズムを設置する、低炭素経済促進投資法」（An act promoting investments in low carbon economy, establishing for this purpose a carbon emission pricing framework and implementation mechanism to achieve low carbon and climate-resilient economic development）を承認した。略称は低炭素経済投資法（Low Carbon Economy Investment Act）。
  - 当該法案では、NDCの達成等を目標に、フィリピン政府が以下の活動を行うことを規定している。
    - 正確かつ透明性のあるGHGインベントリの管理及び報告に向けて、システムや方法論を確立する
    - （特にパリ協定を中心とする）各種の国際的な気候変動に関する合意事項と整合する形で、セクターごとの排出削減目標と低炭素化への道筋を示す
    - 気候変動に関する国家行動計画を効果的に補強する目的で、資金・技術・能力開発を提供する
    - 低炭素技術、再生可能エネルギー、高効率エネルギー利用の導入と投資をセクター横断的に促進する
    - 低炭素化に向けた民間セクターの活動を促進するため、健全なコンプライアンスメカニズムとインセンティブを整備する
    - 低炭素経済への国家的な移行に向けて、国際的な気候変動資金と炭素市場へのアクセスを容易にする
  - 同法案では、国のGHG排出量への寄与が重大なセクターの企業を対象として、気候変動委員会（CCC）が排出枠を決定して割り当て、それを超過する企業は超過排出分の炭素価格に相当する資金を脱炭素基金に割り当て、排出削減活動への使用や、他企業の超過排出枠の購入、フィリピン国内で実施された認証プロジェクトからのカーボンオフセットの購入等を行うことが求められる。

（出所）”House of Representatives H. No. 11375 An Act Promoting Investments in Low Carbon Economy, Establishing for This Purpose A Carbon Emission Pricing Framework and Implementation Mechanism to Achieve Low Carbon and Climate-Resilient Economic Development” (2025)

フィリピン

2. 国内制度

- **「カーボンクレジット証書（Carbon Credit Certificate：CCC）」に関する生成・管理・モニタリングガイドライン**
- 2025年9月、エネルギー省は、エネルギー部門の「カーボンクレジット証書（Carbon Credit Certificate：CCC）」に関する生成・管理・モニタリングの一般ガイドラインを制定した。同証書により、削減または除去されたGHG排出量1tCO_2eの取引が可能である。

カーボンクレジット証書（CCC）制度の概要

項目	概要
カーボンクレジット証書（CCC）の原則	CCCは以下の定義を満たす必要があるとされている。 ● 現実的（Real）：排出削減活動が実際に発生し、検証された後でのみ認められる。 ● 追加的（Additional）：その活動がCCCからの利益（金銭的またはその他）なしには発生しなかったものであり、現在の法的または規制上の要件を超えている必要がある。 ● 測定可能（Measurable）：標準的な方法論を用いて、特定可能なベースラインと比較して定量化できる必要がある。 ● 永続的（Permanent）：削減効果が反転するリスク（排出の再発など）を最小限に抑える保護措置が必要であり、反転した場合は補償メカニズムが求められる。
対象となる緩和活動	CCCを発行可能な活動として以下を例示。 ただし、いずれも、認められたクレジット基準・方法論に支えられることが要件であり、NDCの無条件目標として計上されている活動は対象外となる。 ● 石炭火力発電所の経済的耐用年数到達前の自主的な早期退役 ● 再生可能エネルギーシステムの導入および拡張 ● エネルギー効率の改善（燃料変換、産業、運輸、建築物などでの技術向上やプロセス最適化） ● 電気自動車（EV）への移行 ● バイオ燃料の混合利用
証書の権利と二重計上の防止	● プロジェクトの推進者は、生成されたCCCを使用、販売、取引、または無効化する権利を持つ ● 同一の活動から得られた環境価値を複数回計上することは不可であり、たとえば、再生可能エネルギー施設は、CCCまたは再生可能エネルギー証書（REC）のいずれか一方の証書しか取得できない。
取引可能な炭素市場	発行された以下の3つの市場で取引またはオフセット目的で使用可能である。 ● 国際コンプライアンス市場:（パリ協定第6条に基づく市場）：他国へ移転するために承認されたCCCはITMOsとして運用可能である。 ● 国内コンプライアンス市場：政府が設定した排出枠を遵守するために、適格な活動から生じたCCCをオフセットとして使用可能。 ● 自主的炭素市場（VCM）：利用目的（国内利用・国際的オフセット）に応じて、国の排出量計算における相当調整の要否が変わる。
ガバナンスと管理体制	● エネルギー省内に「エネルギー・カーボンクレジット・タスクフォース（TFECC）」が設立され、制度の運用を監督する。 ● TFECCは、活動の適格性の承認、登録、カーボンクレジット標準の認定、検証プロセスの監視などを担う。

（出所）“PROVIDING GENERAL GUIDELINES FOR THE GENERATION, MANAGEMENT, AND MONITORING OF CARBON CREDITS IN THE ENERGY SECTOR” (the Philippines, 2025)

フィリピン

3. パリ協定6条に基づく手続きや体制の整備

承認（Authorization）

承認体制

- 検討中

備考

- 低炭素経済投資法案（2025年6月代議院承認）では、以下を含む、国際的に移転される緩和成果（ITMOs）及び他の6条取引のためのメカニズムの効果的な実施のため、気候変動委員会（CCC）に必要なプロトコルや手続き、システムの整備を義務付けている。
  - 当局レター（Letters of Authority: LoA）発行システム：CCCはITMOsへの関与を模索するプロジェクト開発者にLoAを発行する責任を有する。このLoAは、6条メカニズム下での炭素クレジットの移転に関する公式な政府承認（approval）として機能する。
  - 相当調整システム
  - 国際気候ファイナンスとNDC達成の最適化
  - 炭素市場への民間セクター参加の実現

登録簿

- 無し
- なお、Maharlika Carbon社が「Kana Registry」を開発しており、同社は、Kana Registryはパリ協定6条の枠組みでの登録簿であり、ITMOsの発行、移転、無効化を追跡・管理できるよう設計されているとしている。

初期報告・BTR・インベントリ等の提出状況

初期報告

- 未提出

隔年透明性報告書（BTR）

- 2025年3月31日提出

インベントリ等

- 2014年12月29日にNC2を提出

6条4項ホスト締約国参加要件様式

- 2025年8月28日提出

6条承認レター

- 未提出

（出所）”House of Representatives H. No. 11375 An Act Promoting Investments in Low Carbon Economy, Establishing for This Purpose A Carbon Emission Pricing Framework and Implementation Mechanism to Achieve Low Carbon and Climate-Resilient Economic Development” (2025)、UNFCCCウェブページ”CARP” (https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/cooperative-implementation/carp, 2026年9月28日アクセス)、UNFCCCウェブページ“Reports” (https://unfccc.int/reports, 2026年9月28日アクセス)、UNFCCCウェブページ”Designated National Authorities (DNAs)” (https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/article-64-mechanism/national-authorities, 2026年9月28日アクセス)



フィリピン

3. パリ協定6条に基づく手続きや体制の整備

セクター別のNDC達成状況等

- フィリピンは、NDCで2020年から2030年のBAUシナリオ比でGHG排出量を75%削減する目標を掲げており、そのうち無条件削減は2.71%にとどまり、72.29%は国際支援を条件としている。 2020年から2030年の累積BAU排出量は3,340,300,000 tCO_2eと見積もられていたところ、BTRでは、2020年時点の総排出量は230,260,000 tCO_2e（LULUCF除く）、純排出量は204,325,000 tCO_2eと報告されている。
- セクター別では、エネルギーセクターにおいては、目標累積削減量5億8,700万tCO_2eに対して、省エネルギーによるGHG回避量は、2021年に9,750,000 tCO_2e、2022年に11,260,000 tCO_2eの実績となっている。IPPUセクターでは、2030年までに無条件目標で10,000,000 tCO_2e削減、政策・対策（PAMs）全体で59,200,000 tCO_2eの削減効果が見込まれていたところ、2020年から2030年までの累積削減量は約48,000,000 tCO_2eに達する見通しである。廃棄物セクターでは、2030年までに15,000,000 tCO_2e削減という目標に対し、固形廃棄物及び排水管理に関する措置により、65,800,000 tCO_2eの削減効果が見込まれている。運輸セクターでは、燃費基準や鉄道等のプロジェクトが進められているが、定量的な進捗は示されていない。

（出所）”Republic of the Philippines Nationally Determined Contribution” (2021年4月15日提出)、“BIENNIAL TRANSPARENCY REPORT” (The Republic of the Philippines, 2025)



フィリピン

4. JCM概要（2026年9月時点）

二国間文書の署名：2017年1月12日

ルール・ガイドラインの整備状況

区分	整備事項	状況
共通事項	基本的な一連のルール・ガイドライン類	済
	プロジェクトアイデアノート（PIN）に関する手続きの導入 （実施規則、プロジェクトサイクル手続き）	済
	パリ協定第6条への対応 （実施規則、プロジェクトサイクル手続き、提案方法論開発ガイドライン、プロジェクト設計書・モニタリング報告書開発ガイドライン）	済
	ISO 14064-2:2019、ISO 14064-3:2019、ISO 14065:2020への対応 （第三者機関指定ガイドライン、妥当性確認・検証ガイドライン）	済
	持続可能な開発関連のガイドラインの採択	済
分野別事項	森林分野（REDD+及び新規植林/再植林）のガイドライン	済



フィリピン

4. JCM概要（2026年9月時点）

承認方法論：5件

Methodology No.	Title	Latest version	Status	Date of approval
PH_AM001	Electricity generation by installation of run-of-river hydro power generation system(s) in the Philippines	Ver1.0	Approved	02 Feb 20
PH_AM002	Installation of Solar PV System	Ver1.0	Approved	02 Feb 20
PH_AM003	Installation of biomass power plant	Ver1.0	Approved	09 Apr 23
PH_AM004	Methane Emission Reduction by Water Management in Rice Paddy Fields	Ver1.0	Approved	03 Feb 25
PH_AM005	Enhancing carbon removals through afforestation/reforestation	Ver1.0	Approved	31 Jul 26

登録済みプロジェクト：5件

Reference number	Project title	Status	Registration date	Emission Reductions (Average)
PH001	Introduction of 4 MW Rooftop Solar Power System in Tire Factory	Project registered	04 Nov 21	2,494
PH002	Introduction of 1.53MW Rooftop Solar Power System in Auto Parts Factories	Project registered	04 Nov 21	954
PH003	Installation of 1.2MW Rooftop Solar Power System in Freezing Warehouse	Project registered	04 Nov 21	793
PH004	Introduction of 1MW Rooftop Solar Power System in Vehicle Assembly Factory	Project registered	09 Apr 23	607
PH005	9.6MW Solar Power Project in Collaboration with Power-supply Company	Project registered	06 Nov 25	5,277

（出所）JCMウェブサイトより作成（https://www.jcm.go.jp/, 2026年9月10日アクセス）



フィリピン

4. JCM概要（2026年9月時点）

発行済みクレジット：0 tCO_2 （両国合計）

第三者機関：6機関

（出所）JCMウェブサイトより作成（https://www.jcm.go.jp/, 2026年9月10日アクセス）



フィリピン

4. JCM概要（2026年9月時点）

環境省 JCM設備補助事業採択案件（1/2）： 9件／21件

事業名	採択年度
パリンピノン地熱発電所における発電システム能力改善	令和7年
ルソン島ピアピ川における4.5MW小水力発電プロジェクト	令和6年
配電会社と連携した7MW太陽光発電プロジェクト	令和5年
ルソン島サンホセ地域における10MW太陽光発電プロジェクト	令和5年
ツマウィニ地区における11.3MW小水力発電プロジェクト	令和5年
電子機器組立工場への1.2MW屋根置き太陽光発電システムの導入（JCMエコリース事業）	令和5年
ボホール島ダゴホイ地域における27MW太陽光発電プロジェクト	令和5年
セメント工場への6MW廃熱回収発電システムの導入	令和5年
ネグロス島北部における5.6MW地熱バイナリー発電プロジェクト	令和5年

（出所）地球環境センター(GEC) 二国間クレジット制度(JCM) ウェブページ“事例紹介”より作成（https://gec.jp/jcm/jp/projects/, 2025年9月10日アクセス）

フィリピン

4. JCM概要（2026年9月時点）

環境省 JCM設備補助事業採択案件（2/2）： 12件／21件

事業名	採択年度
アルミニウム製品・包装資材・車両部品工場への0.8MW太陽光発電システムの導入（JCMエコリース事業）	令和4年
窯業・セメント工場への9MW太陽光発電システムの導入による電力供給事業	令和4年
ミンダナオ島シギル川における14.5MW小水力発電プロジェクト	令和4年
マハナグドン地熱発電所における28MWバイナリー発電プロジェクト	令和4年
タナワン地区20MWフラッシュ地熱発電プロジェクト	令和4年
パラヤン地熱発電所における29MWバイナリー発電プロジェクト	令和3年
パイナップル缶詰工場におけるバイオガス発電及び燃料転換事業	令和2年
配電会社と連携した9.6MW太陽光発電プロジェクト	令和2年
タイヤ工場への4MW屋根置き太陽光発電システムの導入	平成30年
冷凍倉庫への1.2MW屋根置き太陽光発電システムの導入	平成29年
車両工場への1MW屋根置き太陽光発電システムの導入	平成29年
自動車部品工場への1.53MW屋根置き太陽光発電システムの導入	平成29年

環境省 フロン補助案件： 1件

事業名	採択年度
フィリピン共和国におけるフロン類の回収スキーム構築・混焼型施設導入実証事業	令和3年-5年

（出所）地球環境センター(GEC) 二国間クレジット制度(JCM) ウェブページ“事例紹介”より作成（https://gec.jp/jcm/jp/projects/, 2025年9月10日アクセス）

フィリピン

4. JCM概要（2026年9月時点）

経済産業省 JCM実現可能性調査・JCMインフラ整備調査事業採択案件：10件

事業名	採択年度
フィリピンにおける再エネ導入・エネルギー移行に関するJCM実現可能性調査	令和7年
アジア地域における火力発電の燃料転換に関するJCM実現可能性調査	令和7年
フィリピンにおける無線基地局へのソーラーパネルと蓄電池の設置及び最適電力制御技術に関するJCM	令和6年
フィリピンにおける農業残渣を活用したバイオマス発電に関するJCM実現可能性調査	令和6年
フィリピン国養鶏場地域協同組合における分散型複合再生可能エネルギー導入によるGHG排出削減および事業性調査	令和5年
フィリピン国における小型地熱発電プロジェクト案件調査	平成28年
フィリピンにおけるガソリン内燃機関三輪自動車の電気三輪自動車への置き換えに関する技術・製品の普及事業の推進及び関連法規制・政策の調査	平成24年
フィリピン共和国における地熱フラッシュ発電及びバイナリー発電導入に伴う温室効果ガス排出削減プロジェクトの組成調査	平成24年
地熱発電（リハビリ）	平成22年
焼結プロセスへの環境・省エネ技術の導入	平成22年

経済産業省 JCM戦略的案件組成調査案件： 1件

事業名	採択年度
ASEAN地域電力会社向け、発電事業資産効率化ソフト導入検討、及びその標準化検討	平成29年

（出所）経済産業省「二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（JCM実現可能性調査）」https://jcmfs.meti.go.jp/, 2026年9月16日アクセス）より作成

フィリピン

5. 日本（JCM）以外のパリ協定6条に基づくアプローチ

- 6条に関する方針
  - NDCにおいて、二国間や地域内、多国間の協力を通じて、パリ協定6条に基づく市場メカニズム及び非市場メカニズムの便益を探求し続ける意向を示している。
  - 2025年提出の6条4項ホスト締約国参加要件様式によれば、フィリピンは以下の活動について6条4項を含む6条メカニズムに参加する意向である。
    - 緩和ポテンシャルが高い活動
    - 国の持続可能な開発目標に沿う活動
    - 条件付きNDC目標に貢献する活動
    - 資金・技術の移転を促進する活動
- 国際機関等による支援
  - 日本政府と世界銀行の下で共同で設置された日本開発政策・人材育成基金（Policy and Human Resources Development Fund: PHRD）は200万米ドルの助成金により、カーボンプライシングの実施と気候行動について支援。
  - アジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）は、6条に関する技術的能力構築と政策策定支援を行う6条支援ファシリティ等について支援。
- 日本以外の国とのパリ協定6条に基づくアプローチ
  - シンガポール：
    2024年8月、シンガポールとパリ協定6条に沿った炭素クレジットについての協力に関する覚書（MoU）に署名。このMoUにより、両国は十全性の高い炭素市場開発のためのベストプラクティスや知識の交換、6条に準拠した相互に利益がある炭素クレジットプロジェクトの特定が可能になるとされている。署名にあたり、フィリピンは自然ベースのプロジェクト（ブルーカーボンや林業関連プロジェクト等）、再生可能エネルギー関連プロジェクト、石炭火力発電所の早期閉鎖による移行クレジットなど、炭素クレジットプロジェクトのポテンシャルが高いと評価されている。また、2026年4月、パリ協定6条に沿った炭素クレジットに協力する実施協定に署名。この実施協定では、パリ協定6条に沿ったクレジット創出と移転のための枠組みを確立するとしている。シンガポールは、承認されたクレジットからの収益の5%に相当する価値をフィリピンにおける気候適応対策に使用し、承認されたクレジットの2%を世界全体の排出削減のために無効化するとしている。

（出所）”Republic of the Philippines Nationally Determined Contribution 2026” (2026年9月8日提出)、“Policy and Human Resources Development Fund Annual Report Fiscal Year 2024” (世界銀行・日本政府)、シンガポール貿易産業省2024年8月15日付プレスリリース“Singapore and the Philippines Sign Memorandum of Understanding to Collaborate on Article 6 to Accelerate Climate Action”、”HOST PARTY PARTICIPATION REQUIREMENTS FOR ARTICLE 6.4 MECHANISM”（Department of environment and natural resources, 2025）
（https://unfccc.int/sites/default/files/resource/A6.4_Host_Party_Participation_Philippines.pdf）



フィリピン

6．固有の制度・工夫

● 分野ごとの取組

【農業】

- 世界初の農業分野におけるクレジット発行を目指す：2025年2月に、ヌエバビスカヤ州における間断灌漑（AWD: Alternate Wetting and Drying）技術を用いたメタン排出削減プロジェクトにおける方法論が新たに承認されている。単に環境負荷を減らすだけでなく、稲作の生産性維持や向上も同時に目指している。

【水素・アンモニア】

- 「水素・融合エネルギー・ロードマップ」にて、水素とアンモニアをエネルギー用途の燃料として活用する可能性を強調。フィリピンのエネルギー省（DOE）は、技術の評価と導入に向けた調整を進める一方、グリーン水素およびその誘導体の製造と利用に対するインセンティブとして、税制優遇、設備・資材の関税免除、炭素クレジットの税免除、国内設備・サービスへの税額控除などを導入済み。
- 日本政府や企業と連携し、アンモニアや水素の共同燃焼を通じた脱炭素化の取り組みを進めている。

（出所）国際農林水産業研究センターサイト（2026年9月10日アクセス）、エネルギー省 省令第2024-01-0001号 、エネルギー省プレスリリース（2025年9月10日アクセス）などから作成

フィリピン

7. コミュニケーション履歴

↓会議名をクリックすると会議資料のページにリンクします。

Subject	Date	Agenda
1st Joint Committee in Quezon City	9-Feb-18	詳細は会議資料リンク（会議名をクリック）参照
Electronic Decision by the JC	30-Nov-19	Designation of third-party entities: - Japan Quality Assurance Organization - EPIC Sustainability Services Private Limited (EPIC) - Lloyd's Register Quality Assurance Limited (LRQA)
Electronic Decision by the JC	2-Feb-20	Approval of proposed methodologies: PH_AM001 "Electricity generation by installation of run-of-river hydro power generation system(s) in the Philippines" PH_AM002 "Installation of Solar PV System"
Electronic Decision by the JC	4-Nov-21	Registration of proposed JCM projects: - PH001 "Introduction of 4 MW Rooftop Solar Power System in Tire Factory" - PH002 "Introduction of 1.53MW Rooftop Solar Power System in Auto Parts Factories" - PH003 "Installation of 1.2MW Rooftop Solar Power System in Freezing Warehouse"
Electronic Decision by the JC	9-Apr-23	Approval of a proposed methodology: PH_AM003 "Installation of biomass power plant"Registration of a proposed JCM project: - PH004 "Introduction of 1MW Rooftop Solar Power System in Vehicle Assembly Factory" Designation of a TPE based on their new accreditation under ISO 14065: - LRQA Limited
Electronic Decision by the JC	3-Feb-25	Approval of a proposed methodology: - PH_AM004 "Methane Emission Reduction by Water Management in Rice Paddy Fields"Designation of third-party entities: - LGAI Technological Center S.A. (Applus+ Certification) - Korean Standards Association - Enviance Services Private Limited - Ampere For Renewable Energy - KBS Certification Services Limited - Earthood Services Limited



フィリピン

7. コミュニケーション履歴

↓会議名をクリックすると会議資料のページにリンクします。

Subject	Date	Agenda
2nd Joint Committee online	06-Nov-25	詳細は会議資料リンク（会議名をクリック）参照
Electronic Decision by the JC	31-Jul-26	The Joint Committee adopted the decision on Rules and Guidelines, a proposed methodology and designation of TPEs by electronic means. Decision on documents - Joint Crediting Mechanism Rules and Guidelines between the Philippines and Japan Approval of a proposed methodology - PH_AM005 "Enhancing carbon removals through afforestation/reforestation" Designation of TPEs - Korean Standards Association - Ampere for Renewable Energy - 4K Earth Science Private Limited - EcoLance Private Limited

（出所）JCMウェブサイトより作成（https://www.jcm.go.jp/, 2026年9月9日アクセス）